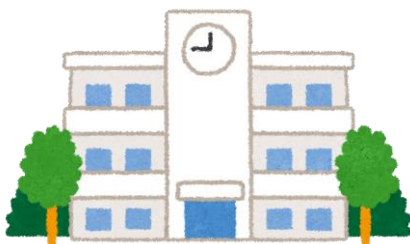


「学校開放の注意事項」

※重要※ 学校施設の利用にあたって、さまざまな苦情・トラブルが発生しています。
マナーとモラルを守ってご利用ください。

1. 代表者の方はこの「学校開放の注意事項」を団体のメンバーと共有してください。
2. 学校開放施設は、コミュニティの発展並びに生涯学習の推進を目的に、学校教育に支障のない範囲で貸出しをします。
3. 代表者は利用にあたって利用者、同伴者、見学者の指揮監督に責任をもってください。
4. 市外の方は利用できません。※団体の指導者はこの限りではありません
本市の区域内に在住、在勤又は在学する者10人以上（ジュニアクラブはこの限りではありません）で組織し、当該登録施設の校区内に在住する者を有していることとします。
5. 登録の内容に変更があったときは、速やかに「学校施設利用団体登録変更申請書」を提出してください。※ジュニアクラブ、クラブはメンバーの新旧入れ替わりがあるため、年に1回は変更手続きが必要です。
6. 利用の権利は譲渡・転貸できません。
7. 利用時間を厳守してください。
※利用時間は準備、片付けの時間も含まれます。時間に余裕をもって活動を終了し速やかに退出してください
※駐車場には限りがあります。できるだけ乗り合わせをするなど譲り合ってご利用ください。（指定場所以外の駐車禁止、試合や遠征等、駐車場のみの利用禁止）
8. 窓口で「学校施設利用団体登録証」の提示をお願いしています。
利用時においても利用団体の確認をする場合がありますので携帯してください。
9. 利用後は清掃、窓や扉の施錠を実施し管理人に「学校施設利用報告書」を提出してください。
10. 気象警報が発表されているときは利用できません。中止分は還付扱いとします。
※高温による熱中症対策や疫病等も還付の対象となる場合がありますので文化スポーツ課にご相談ください。
11. 政治、宗教活動または営利目的で利用することはできません。
※月謝などを徴収している団体は、収支報告書等を提出していただく場合があります。
12. 調整に参加してください。調整期間中は登録施設の登録時間帯（昼・夜）のみ申請を受け付けします。
調整期間中に申請がない場合、調整団体であっても空きコマ抽選からの申請となりますのでご注意ください。



13. 予約システムで申請をしたときは、申込日から 14 日以内、14 日に満たない場合は利用日の前日までに使用料のお支払いをしてください。

※期限内にお支払いがないと予約がキャンセルされますのでご注意ください。

14. キャンセルをする場合は予約システムで利用日の 5 日前までに予約の取消をしてください。それ以降は取消ができませんのでご注意ください。

※多治見中、陶都中、滝呂小は管理人が施設施設をおこなっているため、利用者から管理人に連絡を入れていただく必要があります。

- | | |
|----------------------|-----------------------|
| ・ 多治見中学校 管理人室 | 0 5 7 2-2 2-5 2 4 1 |
| ・ 陶都中学校 管理人室 | 0 5 7 2-2 4-5 1 9 1 |
| ・ 滝呂小学校 滝呂開放委員会 千野さん | 0 9 0-1 7 5 6-9 2 3 3 |

15. 学校の設備を使用する際は取り扱いに十分注意してください。

破損の際は、直ちに文化スポーツ課に連絡をし「き損届け」を提出してください。

※利用団体で費用弁償していただくことがありますので、スポーツ安全保険等に参加してください。

16. 学校敷地内は火気厳禁・禁煙です。

※タバコ、花火、電気ストーブの持ち込み等発覚した場合は登録を抹消する場合があります。

17. 非常ベルには特に注意して、誤って押したときは直ちに消防署、警備会社へ連絡し、ボタンを引いて復元してください。また、セキュリティが作動した場合は、警備会社へ連絡してください。

【非常時の連絡先】

南消防署 2 2-9 2 1 6

北消防署 2 2-8 8 0 2

笠原消防署 4 3-4 6 1 3

市役所 2 2-1 1 1 1（文化スポーツ課）内線 1 1 3 3

警備会社 2 4-3 5 3 5（トローネセキュリティ）

文化スポーツ課よりお願いとお断り

学校開放は地域コミュニティの形成を主目的とするものです。そのため、事務運営上、学校開放利用団体の連絡者の方の住所・連絡先等を学校、管理人、調整人にお伝えすることがあります。学校開放の趣旨と事務運営にご理解をいただきますようお願いいたします。